

5. 農林水産研究所

1. 概要

多様性・高度化する地域の技術的課題に速やかに対応し、本県農林水産業の活性化を図るため、平成20年4月1日に、従来の農林水産関係試験研究機関（8場所：農業試験場、花き総合指導センター、果樹試験場、畜産試験場、養鶏試験場、林業技術センター、水産試験場、中予水産試験場）と1機関（魚病指導センター）を農業・果樹・畜産・林業・水産の5部門に再編・統合した。

① 安定生産技術の開発

優良品種・樹種・魚種・種苗を安定供給し、その特徴を十分に発揮させる生産技術を開発するとともに、消費者の安全・安心に応える生産方式の高度化を図り農林水産業を支える多様な担い手の経営安定を支援する。

- (1) 生産力の強化
- (2) 農林水産物の安定供給
- (3) 農林水産物の安全と消費者の信頼確保

② 新需要創出研究

えひめブランドの確立を図るため、優良新品種の育成や革新的な技術開発による新しい産業の創出、新たな価値の創造による需要の創出と6次産業化を支援する。

- (1) ブランド品種の育成
- (2) 農林水産物の機能性解明と利活用
- (3) 革新技術による6次産業化の促進

③ 地域資源の活用・保全研究

農林水産業の持続的な発展を図るため、森・里・海の豊かな環境形成と地域資源の活用・保全に関する研究開発を推進する。

- (1) 地域資源の活用
- (2) 森林環境の保全と森林資源の維持管理
- (3) 漁場環境の保全と水産資源の維持管理

2. 平成 25 年度主要研究

(1) デルフィニウムの新品種‘さくらひめ’を育成

| | |
|-----------|--|
| 背景と目的 | 通常青色のデルフィニウムを、装飾用切花でピンク色はアレンジメントに効果的であることに着目し、シネンシス系デルフィニウムにおいて、ピンクの花色が特徴的な新品種の‘さくらひめ’を育成 |
| 試験期間 | 平成 14~25 年度 |
| 現状及び結果の概要 | <p>‘さくらひめ’の主な特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ピンク色の発色が非常に良い ・ 生育が良好で草丈が高い ・ 一枚の花数が多くボリューム感がある ・ 生産性が高く経済栽培が可能 |

(2) イチゴ優良品種の育成

| | |
|-------|---|
| 背景と目的 | <ol style="list-style-type: none"> ① 新規参入や高齢者でも容易な安定生産 ② 契約販売を可能とする周年供給体制 ③ ビニールハウスから植物工場まで対応可能な栽培プラント ④ 減農薬栽培による軟弱野菜の生産強化の実現を目指した野菜栽培プラントを開発 |
| 試験期間 | 昭和 60 年度～ |
| 実施状況 | <ol style="list-style-type: none"> ① あまおとめ 平成 21 年 2 月に早生系で糖度が高い‘あまおとめ’が品種登録され、現在‘紅ほっぺ’（静岡県育成）とともに本県の主要品種となっている。 ② 新規有望系統‘愛媛 13 号’ 現在は、早生系で高糖度、着色も良好で輸送性の高い‘愛媛 13 号’を育成し、新規有望系統として県下各地で現地適応性試験を行っている。 |

(3) 高温登熟条件下でも品質の良い水稻新品種の育成

| | |
|--------------------|--|
| 背景と目的 | <p>水稻は、近年、登熟期の高温による品質低下が顕著となっており、本県の主要品種‘ヒノヒカリ’においても1等比率の低下が問題となっている。</p> <p>そこで、高温登熟条件下でも品質の良い愛媛オリジナル品種を育成し、実用化に向け、現地調査を実施するとともに、そのスピードアップを図るため、各地方局・支局産地育成室が主体となって県内9か所で現地実証を実施している。</p> |
| 試験期間 | 平成14年～ |
| 現地実証を実施している主な系統と特徴 | <p>① 媛育73号（中生） ヒノヒカリより多収で千粒重も大、玄米品質も良く食味も良好</p> <p>② 媛育74号（中生） 収量、千粒重、食味ともヒノヒカリと同等、玄米品質は高い</p> <p>③ 媛育75号（早生） 玄米品質が高く、食味はヒノヒカリと同等</p> |

(4) 低コスト野菜生産プラントの研究開発

| | |
|-----------|---|
| 背景と目的 | <p>① 新規参入や高齢者でも容易な安定生産</p> <p>② 契約販売を可能とする周年供給体制</p> <p>③ ビニールハウスから植物工場まで対応可能な栽培プラント</p> <p>④ 減農薬栽培による軟弱野菜の生産強化の実現を目指した野菜栽培プラントを開発</p> |
| 試験期間 | 平成23～25年度 |
| 現状及び結果の概要 | <p>効率的な研究と迅速な普及を目的に、平成22年7月に設置した「野菜プラント研究会」を中核として研究開発を実施。</p> <p>現在、解決が必要な過大を次の5項目設定し、研究を実施中である。</p> <p>① プラント販売を目的とした架台の改良とユニット化</p> <p>② ランニングコスト低減のための専用培養土の開発</p> <p>③ 暖房費削減のための局所暖房技術の開発</p> <p>④ 有望品目の検索と栽培技術の確立</p> <p>⑤ プラント導入による経営評価と有利販売条件の解明</p> |

(5) 農産物の粉末化と加工品の開発

| | |
|-------|--|
| 背景と目的 | 農産物の乾燥粉末は、農産物のもつ栄養や機能性成分、香り、色彩等を加工食品に付与して、高い付加価値を生み出すことができるうえ、輸送性や貯蔵性が高く、手軽に利用できる利点がある。 そこで、生産量全体の2割程度あるといわれている規格外の野菜や果実を粉末化することにより、農家所得の向上を図るため、農産物の品質特性に応じた粉末製造法を選定するとともに、粉末の調理特性を明らかにし、商品開発を行った。 |
| 試験期間 | 平成22～24年度 |
| 結果の概要 | ① イヨカン、キウイ、ブルーベリー、クリ、カボチャ、里芋（伊予美人・媛かぐや）、ハウレンソウ、トマトについて粉末を作成 ② 愛媛調理製菓専門学校で調理適正を検討するとともに、協力企業などで試作 ③ 愛媛大学農学部で粉末の免疫促進やアレルギー抑制効果を評価 ④ 農産物粉末からスイーツやパンなどの商品を開発 |

(意見) 研究成果のより一層の売り込みや商品開発の促進

農林水産研究所では①安定生産技術の開発、②新需要創出研究、③地域資源の活用・保全研究といった大きな目的に沿って、種々の研究を実施している。

実際に現地に赴き、内容を視察し、話を伺った感想として、農林水産従事者及び県民に有益な研究を実施していると感じている。

例えば低コスト野菜生産プラントなどは、初期投資が少なくて済む工夫が大いになされており、生産者の負担が軽減し、生産効率を上げることができる状況になっていた。

さらに、農産物の粉末化と加工品の開発では数種の作物の粉末化に成功するとともに、栄養や機能性成分の研究も実施されている。県は当該粉末について、愛媛調理専門製菓専門学校に加工食品の開発を依頼し、その中で介護食への活用について報告されている。

以下抜粋

介護食のグループとして、おはぎ、豆腐あるいは胡麻豆腐状のもの、コロケ、ハンバーグ、茶碗蒸し、寒天・ゼリー寄せ状のもの他を試作しました。このうちハンバーグ、茶碗蒸しには明確な特徴を出しにくかったです。寒天・ゼリー状のものには、色味においても栄養的見地からもアスパラガスの粉末との相性は抜群です。栄養面からも、確実にとろみが出せるという点からも、特にサトイモ粉末の介護食、離乳食等への展開は期待度が高いと感じます。他の粉末についても、介護食の現場では強い色味を嫌うため、色が濃くなるという問題はありません。

上記報告に記載のある通り、製菓やパン・パスタ以外にも介護食への加工の余地が多くあることがわかる。

しかし、現時点では監査人は介護食が商品化されたという事実は把握できていない。介護食品市場は、民間シンクタンクの調べによると、平成22年で978億円、平成23年には1,036億円（見込み）となっており、平成33年には1,577億円になると予測している。また、日本介護食品協議会会員であるユニバーサルデザインフードの出荷金額を見ても近年上昇傾向（平成15年25億円→平成23年93億円）にある。一方で、要介護者数等から介護食品のニーズを試算すると、約2兆5千億円と乖離が生じている状況にある。

このような状況は、県が介護食品業界に対して、研究した粉末を売り出す格好の機会ではないだろうか。または、粉末を利用した6次産業商品を開発することも考えられるかもしれない。

せっかくの研究成果を活かし、規格外作物を有効利用するために、県は上記のような状況を積極的に利用し、売り込みや商品開発の促進により一層努めて行って頂きたい。

第5章 監査の総括

将来の農林水産業の維持・発展に向けた最重点課題が「担い手の確保・育成」であることは、現在の農業構造や現場からの声において共通項として存在しており、そのための魅力ある所得の確保、生産効率の向上が必要なことは、誰の目にも明らかであろう。もちろん県もこのことは十分に認識しており様々取組みを行ってきている。しかしながら、多くの事業においてその目的が農林水産業所得の向上とされながら、本当に農林水産業所得の向上に繋がったのかの検証がほとんどなされていない。具体的な目標としての加工品の開発や研修等の実施等に関しては達成率等について示されているが、実際に従事者の所得向上に幾らどのように繋がって行ったのかという点についてはほとんどの事業で全く触れられていない。それではその事業が必要なものであり、その目的のために予算が適正に使用されたのかどうかを検証できないのではなかろうか。

農業でいえば、農業振興地域整備制度や農地転用制度の適正な運用により、優良農地の確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や農業生産基盤の整備等により、農地を農地として有効に活用するための対策を推進してきてはいるが、本県の耕作放棄地面積は、平成12年から平成22年の10年間で2,022ha増加し、1万haを超えている状況にある。加えて、農業者の減少や高齢化が、耕作放棄地の増加にさらに拍車をかけており、このことが鳥獣被害増加の一因ともなって、結果的には農業者の生産意欲を低下させている。

このため、県は、優良農地の確保・保全と利用集積、農業生産基盤の整備を推進するほか、各種支援対策により、耕作放棄地の発生防止と解消を図り、農地の有効利用を促進するとともに、整備後、長期間経過している施設の適切な保全管理と計画的な更新整備を行ってきた。しかしながら、これらの事業においても例えばどの程度生産性が向上したのかについての分析が十分でないように見受けられる。もちろん意味のある事業であることは理解できるが、費用対効果という面で本当にコストに見合う事業であったのかどうかの判断が出来ていない。限られた予算の中にあってもどうしても行わなければならない事業であったのかについて、これで納税者に対する十分な説明になっているのであろうか。

また、今後、国内・海外を問わず競争力が一層求められる時代にあっては、生産努力によるコスト削減を図ることに加え、産地として時代のニーズを捉え、マーケットインの視点を持ちつつ、消費者や実需者から選択される農林水産物を生産・販売する「売れる（選ばれる）農畜産物づくり」を実現することは大前提である。そのうえで、農林水産業の持続性が担保されるような所得を確保するためには、いかにして本県農林水産物の価値や認知度を上げ、その販売を拡大していくかが極めて重要になっていることから、付加価値を高めるブランド化や海外輸出も含めた新たな販路拡大、効率的な流通システムの構築などに取り組むことも十分に理解できる。

しかしながら、最終的にそれらが農家にとってどの程度所得向上に繋がったのかの検証が十分になされているとはとても思えない。また、このような事業は当然長期間に渡って継続的に行う必要があると思われるが、どの程度の期間、どの程度の予算で継続実施して行くのかが明確になされているとは言い難い。

我が国農林水産業は、国内の産出額や農林水産業従事者数等が年々減少を続けており、今後、国際化が進められた場合、その環境は一層厳しさを増すことが予想されている。その要因としては、長引く景気の低迷により、全体的に農林水産物価格の下落傾向に歯止めがかからず、逆に燃料や資材などのいわゆる生産に必要な経費は高止まりの状況が続いてきたことなどが挙げられ、結果的に厳しい経営を余儀なくされることが、新規就農等が進まず、担い手の高齢化が進行する一因と指摘されている。

加えて、「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」交渉への参加による、国際貿易交渉も視野に入れた、農林漁業振興策の検討が「攻めの農林水産業推進本部」で行われ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定された。また、国際貿易交渉に関する我が国の方向性については、現在国において検討中であり、不透明な段階ではあるが、どのような状況にあらうとも、県内農林水産業の足腰を強固なものにしていかなければならないことには変わりはない。

農業・農村は、国民への食料供給のみならず、県土の保全や水資源のかん養、文化の伝承など多面的な機能を有しており、その効果は地域住民をはじめ県民全体が享受している。しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大など大変厳しい状況にあり、将来に向けての最大の課題は「担い手の確保・育成」であることは間違いはない。認定農業者、集落営農組織及び企業による農業への参入を増やすことはもちろん、こうした担い手に農地等の資源を集中し、自らが経営的視点を持って効率的な生産・販売活動を行うことができるよう、行政は農業関係団体とも一体となって積極的に支援していくことが不可欠である。具体的には、小規模農家及び高齢農家の割合が高いこと、農業従事者の半数を女性が占めることなどを踏まえ、経営改善に加え、農地・農村集落の維持などの観点からも、集落営農組織の育成及び法人化など組織の持続性を高める取組や意欲ある農業者の育成、さらには農地の流動化と耕作放棄地の解消への対策が必要である。

例えば 40 歳未満の新規就農者は U ターン就農や農業法人への雇用就農といった傾向が強まってきており、企業の農業参入を含め、多様な就農形態に応じた支援体制、支援制度の確立が必要となってくる。それとともに、次代の農業を担う幅広い人材の育成に向けた支援体制の充実・強化も重要となる。また、地域農業を支える集落営農組織（農作業受託組織等を含む）の設立と法人等への育成支援も必要になってくるであろう。そのためには、効率的な優良農地の確保や土地利用の調整など、担い手の生産条件を整える基盤整備に向けた地域体制づくりの推進も積極的に行っていかなければならない。かんきつ農業においては、地形条件や地域の営農実態など地域の実情に応じた各種基盤整備（集落営農組織の育成や農地の集積等）の推進も必要かもしれない。

県が平成 23 年度に新たに策定した「財政健全化基本方針」では、3 つの指標で類似団体の平均を上回る水準を維持し、必要な政策を推進するための足腰の強い財政基盤の確保を目指して取り組んでいる。もちろん農林水産部においても、その方針に基づいて事務事業を見直し、行政コストの圧縮に努めてきていることは十分に評価できる。

しかしながら、現状の財政状況の下ではなお一層の改革が必要であり、さらに推し進めていかなければならないことが本監査を通じて感じられた。農林水産部の所管する事業の中に

は、単年度ではさほど大きな支出ではないものの、長年にわたって継続して支出されている事業も数多く見受けられる。もちろん農林水産行政ということを見ると、継続して実施していかなければその効果が期待できないものが多くあることは事実であろう。ただ每期継続して行っていくことが本当に必要な事業であるかどうかの検討が不十分なものもあるのではないかと思われる。農林水産業が県にとって必要な産業であることは当然理解できるにしても、もう一度その必要性を検討すべきではなからうか。その上で、「財政健全化基本方針」にも記載されているように「あれもこれも」から「あれかこれか」と言ったようにメリハリを徹底させた予算編成が必要であろう。

また農林水産部の事業には、国の施策として決められた事業が多数存在している。これらの事業については、原則として県独自には支出を止めることができず、国の施策が当を得なかったときは、結果的に県が多額の財政的負担を強いられることになる。この点については国もまた長期的な展望に立った政策の決定が必要になるであろうが、県においても「国の政策だから県には責任がない」という意識ではなく、県の実情を踏まえた上で、中長期的に県民の利益に繋がる政策を採択、実現して頂きたい。

以上のような状況を踏まえて、ここではこの報告書で問題提起した内容で特に重要と思える事項について総括として再度簡単に述べていきたい。

① 予算の細分化の弊害

農林水産業関連事業の予算執行を検証していくと、個別事項でも記載しているが、様々な事業で予算の細分化が行われている。

確かに県の予算編成においては、毎年の政策・事務事業評価により事業の見直しを行っている。また、目的の同じ部内の各事業をぶら下げ、重点化すべき予算施策を検討しながら、予算配分の重点化を図り、ぶら下がった各事業についても実施方法の見直しやスクラップアンドビルドを行っていることも理解している。

ただ、それでも予算が細分化されているために大胆で戦略的な予算配分が行われにくい可能性があるように監査人には感じられる。財政危機が深刻化して、財政赤字を減らす大胆な改革が求められている現状においてはさらなる努力が求められる。

そのためには、実施する事業の位置づけを明確にして、類似・関連した事業のより一層の統合・再編を行い、事業内における予算流用を弾力化し、事業執行の機動性と自律性の向上を今以上に図っていくことを今後検討することが必要であろう。

予算編成に関して、時代の移り変わりにより従来の方法を必ずしも踏襲することがベストではないかもしれない。柔軟な姿勢で予算編成を行うことにより行財政改革をより一層進めて頂きたい。

② 6次産業化

6次産業化とは、1次産業としての農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、2次産業や3次産業にまで踏み込むことをいう。また、農業経営を多角化するだけで

なく、商工業の事業者と連携する動きもある。このような6次産業化の目的を簡単に言えば、捕ったり作ったりするだけでは農林水産業従事者に落ちる付加価値は小さいが、最終販売まで手掛けることによってより大きな付加価値を手にすることができるというものである。

但し、ここで注意しなければならないことがある。それは単にそれまで加工業者や市場・流通業者が担っていた機能を1次産業従事者が担うのでは、単なる既存のパイの取り合いになってしまう恐れがある。また、農林水産業と製造業、小売業はそれぞれの専門性を活かして分業しているにも関わらず、その分業を崩せば、最悪の場合、効率が現状よりも低下してしまう可能性さえある。

そこで重要なのは、農林水産業及びその関連分野で現状よりも付加価値を増やしていくことである。そのためには、現在の分業をそのまま活かして、生産物の質を向上させてブランド化等に力を入れ（1次産業特化型）たり、農林水産現場での加工部門に力を入れ（1次産業＋2次産業型）たり、ネット等を通じて消費者と生産者を直接結ぶことによって販売を促進する（1次産業＋3次産業型）などといった不完全な6次産業も含めて様々な形態があると思われる。このように6次産業化によって、他産業と連携し他産業の気づきを取り入れながら、新しい付加価値を創出していくことが最も大切なことである。

現状においては、「6次産業化」という言葉は、多くの人がばらばらのイメージを持っている可能性がある。実際に、県が進めている事業においても、その概念が曖昧なままで事業を行っている印象があり、果たして本来の目的を達成できるのか疑問である。要は農林水産業及びその関連分野で付加価値を増やし、関係者の所得を向上するための事業であることを理解しておく必要がある。

③ 6次産業化産地ステップアップ事業費

県が実施している6次産業化産地ステップアップ事業においては、まず、県下で活動する普及指導員の内、81人の6次産業化支援担当普及指導員が生産者への指導の中で、6次産業化ができる産地や生産者の掘り起こしを実施している。

しかし、普及指導員は日々の活動の中で6次産業化についても対応しており、記録は日々の指導記録の中に記入されている。6次産業化は綿密な計画と情報収集が必要であり、個別の案件について、時系列に応じてその時々に必要な支援があることから、通常の指導とは分けて記録・管理し、生産から将来の販路の確保まで計画的に進めることが重要であるとともに、計画の策定やその後の進捗管理について、適切に指導することが必要である。

この点、普及指導員が生産から販路の確保まで指導できるのか疑問を抱かざるを得ない。生産物を何に加工し、どのような商品にすれば市場のニーズを満たすのかという問題は、マーケット調査・価格策定・販売チャネルプラン別シミュレーション等のノウハウが必要となり、マーケットの専門家や実際の小売業者など、広く意見を収集すべきところであり、この意見をもとに個別に指導する必要がある。また、商品化後の販路については、県の営業本部との連携も必要となってくるであろう。

県が進める6次産業化産地ステップアップ事業は、各段階において、必要な情報が異なり、適切に指導できる者も異なってくると考える。このため、現在の普及指導員のみ任せでい

る体制は決して十分であるとはいえず、中途半端な結果にしかならないと言わざるを得ない。このため、計画・商品化・販路確保の各段階において、より適切な指導を行えるような体制を構築しなければならない。

④ 愛媛水田農業経営確立対策事業費

当該事業は、最終的な目的である「農業経営の改善」にどの様に寄与したのであろうか。農業経営の改善は言い換えれば農家の所得向上である。この最終的な目的を達成しているかどうかの分析が全くと言っていいほど実施されていない。この事業はそもそも、1農家当たり何円若しくは何%程度の所得の向上を目指したのであろうか。その目標設定さえできていないと言う状況であれば、十分な分析が行えるはずがない。抽象的な目標では予算執行の適正性の判断は困難である。もし、農業経営の改善がされたという明確な結果が残せていないのであれば、改善できなかった理由若しくは改善できたかどうかの判断が出来ない理由を分析し、次年度以降、事業の継続を含め、意思決定に活かすことが必要である。

そもそも、機械化が進み、効率化が図られたとしても、そのことをもって水田農業経営が確立されたとは言えない。農林水産業を大規模化、合理化、機械化することによって、農林水産業に従事する世帯、従事者数を減らすことができれば、世帯当たり、一人当たりの所得は向上するかもしれないが、これは結果的に農業従事者の減少を招くこともある。ゆえに、機械化を進めれば、問題が解決されるものではなく、効率的に作業を実施すること、生産量を増やすこと、そして販売できるルートを確保すること、余剰分は他の形で利用できる方法を確保すること等、総合的な対策が必要なのである。こういったことを実施しようとするれば、この程度の予算で実施できるはずもなく、現在の予算で実施している事業のみでは、水田農業経営が確立されるとは考え難い。水田農業経営の確立はそれほど簡単にできるものではなく、必要ならば予算を拡大し、確実に水田農業経営が確立出来る様にしなければならない。県として真剣に取り組むべき事象と捉えているならば、現在の取組みでは不十分で効果が薄いと云わざるを得ない。

⑤ 機能性を生かした農産物の粉末化と加工食品の開発事業費

当該事業の結果、実際に、数種類の野菜・果実の粉末化に成功し、品質特性や機能性成分評価、商品開発を行っている。しかし、現実に商品化された例は数件にとどまっている。

粉末を民間企業に直接紹介することは当事業内では実施されておらず、「県産農林水産物の機能性成分評価・広報事業費」で実施されている。現状では愛媛県内への広報に留まるのが、より可能性を求めて全国の食品関連企業に対してPRしていくべきではなかろうか。このために必要な予算であれば、さらなる予算を確保することも必要となるかもしれない。

また、ブランド戦略課が、県外で愛媛県産の産物のPRを実施していることも考えると、こういった活動を多に利用すべきである。事業の縦割りに縛られることなく、横の有機的なつながりを利用して、全体で最大効果を上げることを重視して欲しい。

愛媛県の農林水産業のために規格外野菜・果実の有効利用をより一層促進していくためには、商品開発だけで満足せず、各部局が協力して研究成果を無駄にしない様に全庁的に営業していかなければならない。

⑥ 林業改善資金特別会計

平成 24 年度末における貸付金残高 631,405,547 円（90 件）のうち、56,910,947 円（9 件）が延滞貸付金となっている。

確かに延滞貸付金の占める割合は、件数・金額ともに 10%以下であり、必ずしも多いとは言えないかもしれない。しかしながら、延滞貸付金が発生することは即ち、貸付金が回収できていないということであり、貸付原資の補填がなされない限り、林業改善資金の貸付枠が減少することとなる。現時点では余剰資金に余裕があることから、延滞貸付金の発生による貸付枠の減少が直ちに新規貸付に影響を及ぼすものではないが、延滞貸付金が増加していけば、これから林業改善資金を利用しようとする者が新規の借入を受けられない等の影響を及ぼす可能性がある。

また、延滞貸付金が最終的に回収不可能となった場合、回収不能分については、国と県がそれぞれ負担することとなる。県費を投じて貸付原資を造成し、林業従事者等に貸付を行った結果、貸付金の回収ができないということであれば、事業の是非が問われかねない。県は、延滞貸付先に対して、督促、返済猶予、返済スケジュールの見直しを行うことにより、貸付金の回収に努めているが、さらなる回収努力を行うと共に、貸付時の審査の強化も図ることが必要である。

一方、林業改善資金の貸付原資合計 1,006,991 千円に対し、貸付金残高は 631,406 千円であり、余剰資金が 375,585 千円存在している。直近 5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）の新規貸付は年間 8 千万円程度と、資金需要が低迷していることを考慮すると、余剰資金の縮小を図ることが必要である。

余剰資金が発生しているということは、資金が他にそれを必要とする事業に回っていないということの意味する。また、余剰資金でもって、県債の償還に充当することができれば、県が負担する利払いも緩和されることになる。このため、来年度以降も、資金需要と資金残高をにらみ、余剰資金の縮小に努めていくことが何より必要である。

なお、貸付原資は、国と県がそれぞれ資金を出し合ったものであるため、余剰資金を縮小する場合は、国庫への戻し入れや県の一般会計への繰入が発生する。余剰資金の縮小については、林野庁通知（平成 20 年 9 月）においても要請されており、県も通知に従い、平成 26 年度において、余剰資金の縮小を計画しており、40,000 千円を国庫に戻し入れ、20,000 千円を県の一般会計へ繰り入れる予定である。ただ、375,585 千円の余剰資金残高に対し、合計 60,000 千円の縮小では、縮小効果はまだ薄いと考えられるため、今後もさらなる縮小が必要である。

⑦ 水産物輸出促進事業費

当該事業は、平成 22 年度より「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して、南予地域の生産者団体等 9 社から構成される共同企業体（JV）である「愛媛産水産物輸出促進共同企業体」を組織し（平成 22 年 5 月 31 日設立 通称：ナインウェブ）、急速な経済発展を遂げた中国への輸出基盤の確立を目指すべく、輸出業務に関する高いスキルを有した人材を雇用、当該業務に専従させることにより、個々の事業者がこれまで中国進出に失敗してきた通関・代金回収等の輸出に係るリスクの低減と経費の軽減を図りつつ、産地が一丸となって「商業ベ

ース」での輸出を目指すことにより、愛媛県水産業の活性化と漁家収入の向上に資することを目的として開始されたものである。

「ふるさと雇用再生特別基金」は平成 23 年度をもって終了することから、平成 24 年度～平成 25 年度において、県事業として引き続きナインウェーブを支援している。平成 24 年度の当初予算説明において JV 自活への方策として、水産物以外の県産特産品の輸出や観光客の誘致などにも取り組みながら、ナインウェーブ 9 社以外の協賛企業を増やし、会費収入や水産物以外の輸出取扱手数料の増額を目指し、平成 24 年度～平成 25 年度の 2 箇年をもって自活することを目標として掲げていた。

しかしながら、平成 24 年度のナインウェーブ輸出実績は、輸出量 12,285 kg・輸出金額 21,899 千円という規模で、事業費 55,744 千円を到底賄えるものではない。県は、JV 自活の道はあきらめ、JV 参加の個別企業へノウハウ移転や輸出ルート確立を目指している。実際、JV 内の数社は、独自に輸出を開始しているとのことである。平成 24 年度と 25 年度合わせて約 1 億円という多額の県費を使い、結果として、単なる個別企業の中国輸出支援という形に終わろうとしている当事業について、事業の有効性を考えると適正な予算の執行と言えるのか大いに疑問がある。JV 組成は産地が一丸となって取り組む産地連携体の誕生として期待されたが、そもそも JV 各社の費用負担が各社月額 2 万円（@20,000 円×9 社×12 月＝2,160,000 円）のみで、県民感覚では、費用負担が軽すぎる感が否めない。月額 2 万円の負担程度しか取り組みを続けるだけの気力・体力がない企業であれば、急速な経済発展を遂げた中国への輸出基盤の確立などできるとは到底考えられない。それとも JV 各社はこれ以上自己資金をつぎ込むほどには魅力がない事業であったのであろうか。産地が一丸となって「商業ベース」での輸出を目指すのであれば、各企業もそれ相応の負担をする必要があるはずだ。何もかも県が負担するのでは県民の理解は得られないと思われる。

⑧ 漁協経営基盤強化推進利子補給事業費

当該事業の趣旨は、漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費と同じであり、漁協の経営基盤強化のため融資を受ける漁協に対し利子補給を行うものである。本事業では、三崎漁協がその対象となっている。三崎漁協では、販売事業の業績悪化や長年の不正経理により財務状況が悪化したことから信用秩序保護のため、信漁連に信用事業の譲渡を行った。その際の譲渡不足金を補うため、信漁連から融資を受け、県は、国の漁協経営基盤強化推進事業を利用して融資に対する利子補給を行っている。

ただ、漁協等経営基盤強化対策利子補給事業費における下灘漁協、愛南漁協の場合とは異なり、三崎漁協の場合は不正経理が財務状況の悪化を招いた一因ということもあり、本来漁協自身で改善すべき問題のはずである。そこで、県としては、国の利子補給対象額 1,345,604 千円（欠損金見合い）から「三崎漁協責任検討第三者委員会」において答申された不正経理に係る被害額 242,716 千円を除いた 1,102,888 千円のみを利子補給の対象額としている。平成 24 年度から平成 34 年度までに、県は総額 98,698 千円の利子補給を行う予定である。

三崎漁協の財務改善計画を見ると、欠損金の金額が大きいいため国、県、町及び系統団体の支援を得て 10 年で欠損金を解消する計画となっており、財務改善計画を達成するため、様々な取り組みを行っている。ただ、平成 24 年度の業務報告書を見ると、283,308 千円の税引前

当期利益が計上されているものの、その内訳は信漁連からの支援金から成る 244,156 千円の特別利益であり、この特殊要因を除いた通常の収益力を示している経常利益の額は 39,158 千円にしか過ぎない。また、平成 25 年 3 月末の利益剰余金の額は△1,363,344 千円となっており、今後も、より厳しく上記の方策を遂行するとともに、系統団体からの支援を受けながら、財務状況の改善を図らなければならないが、厳しい道のりであると予想される。

そもそも、三崎漁協に対する支援が必要となったのは、販売事業の業績悪化や長年の不正経理により、三崎漁協の財務基盤が大きく毀損されたためである。このため、この不正経理を受けて、平成 24 年 2 月、三崎漁協では経営改善計画書を策定し、不祥事再発防止のための体制整備に努めることとされた。また、県においても検査・監督機能を強化するように見直された。ただ、その後見直された検査・監督機能ではまだ不十分ではないかと監査人には思われる。

一方、地元の新聞のニュースによれば、八幡浜漁業協同組合は 2012 年度決算で約 6 億 2800 万円の累積赤字を抱えており、「多額の累積赤字に至った責任の所在を明確にするため、第三者委員会を設置した」とある。この累積赤字が表面化したのは前年度であるが、その問題の原因は前期にのみ発生した訳ではない。その一部については県も従来から認識し、組合に指摘して改善を要請していた。ただその指摘に関しては長期に渡って改善されず 2012 年の赤字決算になったとのことである。

三崎漁協の問題点は先に指摘したが、その教訓が生かされたのであろうか。このような問題が連続して発生することに対しては県も検査方法の見直し等を行っており、対策も行っているが、先に記載したように県の検査機能のより一層の強化が求められる。

漁協は本来組合員のための協同組織ではあるが、預貯金等を受け入れて信用事業を行っている場合は金融機関でもある。このため、信用事業実施組合については、預金者保護のためにも、系統金融検査マニュアルに基づき、事業運営の合法性等の事後的なチェックに重点を置くとともに、金融、経済、社会情勢の変化等に対応しつつ、組合の健全性の確保に資するように的確な検査の実施を心掛けて頂きたい。

⑨ 農林水産研究所

農林水産研究所では①安定生産技術の開発、②新需要創出研究、③地域資源の活用・保全研究といった大きな目的に沿って、種々の研究を実施している。実際に現地に赴き、内容を視察し、話を伺った感想として、農林水産従事者及び県民に有益な研究を実施していると感じている。

例えば低コスト野菜生産プラントなどは、初期投資が少なくて済む工夫が大いになされており、生産者の負担が軽減し、生産効率を上げることができる状況になっていた。さらに、農産物の粉末化と加工品の開発では数種の作物の粉末化に成功するとともに、栄養や機能性成分の研究も実施されている。県は当該粉末について、愛媛調理専門製菓専門学校に加工食品の開発を依頼し、その中で介護食への活用について報告されている。

しかし、現時点では監査人は介護食が商品化されたという事実は把握できていない。介護食品市場は、民間シンクタンクの調べによると、平成 22 年で 978 億円、平成 23 年には 1,036

億円（見込み）となっており、平成33年には1,577億円になると予測している。また、日本介護食品協議会会員のユニバーサルデザインフードの出荷金額を見ても近年上昇傾向（平成15年25億円→平成23年93億円）にある。一方で、要介護者数等から介護食品のニーズを試算すると、約2兆5千億円と乖離が生じている状況にある。このような状況は、県が介護食品業界に対して、研究した粉末を売り出す格好の機会ではないだろうか。または、粉末を利用した6次産業商品を開発することも考えられるかもしれない。

せっかくの研究成果を活かし、規格外作物を有効利用するために、県は上記のような状況を積極的に利用し、売り込みや商品開発の促進により一層努めて行って頂きたい。

本県の農林水産業の振興のためにも、今後これらの問題点に関しては十分に検討した上で、改善を図っていくことが大切である。また、全ての問題点を網羅できている訳ではないという認識のもとで、この報告書で提起された問題だけといったように範囲を限定せず、その本質において同様もしくは類似の問題点やそこから派生する問題点があれば積極的にその改善に取り組んでいって頂きたい。

以 上

(参考) 意見及び指摘事項の一覧

本報告書において記載した意見及び指摘事項の一覧を参考情報として表形式で掲載した。

| 区 分 | 意見/指摘 | 項 目 | ページ |
|-------------------------------|-------|---------------|-----|
| 第3章 包括外部監査の 結果と意見(全般事項) | 意見 | 予算の細分化の弊害 | 39 |
| | 意見 | 農林水産業の6次産業化とは | 39 |
| | 意見 | 農林水産従事者の高齢化問題 | 40 |
| | 意見 | 農地集積の必要性 | 41 |
| | 意見 | アグリセラピー | 41 |
| | 意見 | 攻める農業 | 42 |

| 区 分 | 意見/指摘 | 項 目 | ページ |
|-------------------------------|------------------------|--------------------------------------|-----|
| 第4章 包括外部監査の 結果と意見(個別事項) | 意見 | 葉たばこ廃作関連緊急対策事業費の必要性 | 45 |
| | 指摘 | 「ビジネススキルアップ研修会」無料開催の妥当性 | 48 |
| | 意見 | プロジェクト活動支援事業について | 48 |
| | 意見 | 地域活性化・農林水産関係者の所得拡大等に関する事業の積極的推進について | 51 |
| | 意見 | 地域の特性を考慮した事業の検討の必要性 | 56 |
| | 意見 | 各集落への制度の積極的な働きかけ | 60 |
| | 意見 | 適切な評価の必要性 | 60 |
| | 意見 | 樹園整備事業の普及について | 62 |
| | 意見 | 農業近代化事業の積極的な対応について | 65 |
| | 意見 | 「えひめの食材」に対してのメリハリある対応について | 67 |
| | 意見 | 事業の継続と認知度測定の必要性について | 69 |
| | 意見 | 長期的なPR戦略構築の必要性について | 70 |
| | 意見 | 長期的な観点からのエコえひめ農産物の販路拡大推進の必要性 | 71 |
| | 意見 | 実効性ある地産地消の推進について | 74 |
| | 意見 | えひめ愛フード推進機構の拡大の検討 | 77 |
| | 意見 | 平成24年度実績は本当に6次産業化できたといえるのか | 80 |
| | 指摘 | 計画的な指導について | 81 |
| | 意見 | 支援後の結果分析の重要性について | 86 |
| | 意見 | 計画的な指導について | 88 |
| | 意見 | 出展料について | 90 |
| | 意見 | 産業まつりの今後の在り方について | 91 |
| | 意見 | 支援後の結果分析の重要性について、事業の概要全般に対して | 93 |
| | 意見 | 支援後の結果分析の重要性について、えひめ米麦需要拡大推進事業に対して | 96 |
| | 意見 | 支援後の結果分析の重要性について、戦略作物等導入経営基盤強化事業について | 96 |
| | 指摘 | 農業経営の改善への寄与 | 97 |
| | 意見 | 女性参画を通じた農林水産業の発展のための事業遂行について | 100 |
| | 意見 | 粉末化成功後の県の対応について | 103 |
| | 意見 | 粉末化を実施する主体について | 104 |
| | 意見 | 今後の発展について | 107 |
| | 意見 | 捕獲隊支援事業 | 108 |
| | 意見 | 愛媛ブランド牛の今後について | 111 |
| | 意見 | 開発プロジェクトの投資回収計算について | 112 |
| | 意見 | 事業終了後の効果測定の必要性について | 112 |
| | 意見 | ブランド牛の差別化について | 113 |
| | 意見 | 実施事業の絞り込みについて | 115 |
| | 指摘 | 監査結果のフォローアップの必要性 | 116 |
| | 意見 | 事業の予算規模の妥当性について | 117 |
| | 指摘 | 延滞貸付金の回収可能性について | 118 |
| | 指摘 | 余剰資金の縮小について | 120 |
| | 意見 | 「愛育フィッシュ」普及推進事業費について | 123 |
| | 指摘 | 水産物輸出促進事業費の妥当性について | 126 |
| | 意見 | 県産水産物消費拡大対策事業費について | 129 |
| | 意見 | 種子島周辺漁業対策事業費について | 132 |
| | 指摘 | 延滞貸付金に対する管理について | 133 |
| 指摘 | 財務改善計画の遂行について | 136 | |
| 指摘 | 漁協に対する監督のあり方について | 137 | |
| 指摘 | 三崎漁協不正経理問題に対する県の対応について | 139 | |
| 指摘 | 漁業協同組合に対する検査体制の見直しの検討 | 140 | |
| 意見 | 研究成果のより一層の売り込みや商品開発の促進 | 144 | |